

## 5-12 許可申請等手数料（今治市土地開発許可等手数料条例）

### 1 開発行為許可申請手数料（都市計画法第29条第1項及び第2項）

開発区域の面積	自己居住用	自己業務用	その他
0. 1ha未満	8,900円	14,000円	89,000円
0. 1ha以上 0. 3ha未満	23,000円	31,000円	130,000円
0. 3ha以上 0. 6ha未満	45,000円	67,000円	200,000円
0. 6ha以上 1ha未満	89,000円	120,000円	270,000円
1ha以上 3ha未満	130,000円	210,000円	400,000円
3ha以上 6ha未満	180,000円	280,000円	520,000円
6ha以上 10ha未満	230,000円	350,000円	680,000円
10ha以上	310,000円	490,000円	900,000円

※その他とは、自己居住用及び自己業務用以外のもので

従業員宿舎、社員用住宅、共同住宅、建売住宅、宅地分譲、賃貸住宅、貸事務所、貸店舗等が該当する。

### 2 開発行為変更許可申請手数料（都市計画法第35条の2第1項）

次の変更の区分に応じ、それぞれを合算した金額

(1) 開発行為に関する設計の変更	開発行為許可手数料（上表）×0.1
(2) 開発区域の面積を許可時より 拡大する場合	新たに編入する土地面積分の開発行為許 可手数料（上表）
(3) その他の変更	10,000円

（注意）手数料額の算定にあたっては次頁の詳細を参照のこと。

### 3 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料

（都市計画法第41条第2項ただし書）

48,000円

### 4 予定建築物等以外のものに用途を変更する場合（都市計画法第42条第1項ただし書）

27,000円

### 5 建築等許可申請手数料（都市計画法第43条第1項）

敷地の面積	手数料額
0. 1ha未満	7,100円
0. 1ha以上 0. 3ha未満	19,000円
0. 3ha以上 0. 6ha未満	40,000円
0. 6ha以上 1ha未満	71,000円
1ha以上	101,000円

### 6 開発許可を受けた地位の承継の承認の申請（都市計画法第45条）

(1) 自己居住用の住宅又は住宅以外の建築物で自己業務用 のものであって、開発区域の面積が1ha未満のもの	1,800円
(2) 住宅以外の建築物で自己業務用のものであって、開発 区域の面積が1ha以上のもの	2,800円
(3) (1)、(2)以外の場合	18,000円

### 7 開発登録簿の写しの交付手数料（都市計画法第47条第5項）

用紙1枚につき 480円

（注意）写し1件の内訳として調書1枚と図面1枚を必要とするときは960円となる。

### 8 開発行為又は建築に関する証明書等の交付手数料

1件につき 300円

## 9 都市計画法第35条の2 第1項 開発行為の変更許可に係る手数料の算定（詳細）

### ○今治市土地開発許可等手数料条例より抜粋

都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が90万円を超えるときは、手数料の額は90万円とする。
		ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮少を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額
		イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、前号に規定する額
		ウ その他の変更 10,000円

○手数料の算定にあたっては、省令第28条の4（軽微な変更）に該当しないことを確認のうえ、下記（1）から（3）に該当する金額を合算すること。

#### (1) 開発行為に関する設計の変更

開発区域を拡大することなく、又は開発区域の縮小を伴って開発行為に関する設計(省令第16条第2項から第4項)の変更を行う場合は、当初許可した面積又は区域の縮小後の面積に応じた手数料に1/10を乗じた手数料となります。

#### (2) 開発区域の面積を許可時より拡大する場合

開発区域の拡大を伴って法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更を行う場合は、新たに増加する区域面積に応じた法第29条許可の手数料となります。

#### 法第30条第1号 開発区域の位置、区域及び規模

第2号 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物の用途

第3号 開発行為に関する設計（省令第16条第2項から第4項）

第4号 工事施行者

例) 35,000m<sup>2</sup> ⇒ 42,000m<sup>2</sup> の場合には7,000m<sup>2</sup>の許可手数料を徴収

#### (3) その他の変更

その他の変更とは、上記以外の変更である。

ただし、省令第28条の4（軽微な変更）に該当する場合を除く。

例) 予定建築物の用途の変更、自己用⇒非自己用、居住用⇒業務用、

資金計画の変更、工事施行者の変更、開発区域の名称の変更